の期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01679

O_{22} ＝ 0.01682

O_{23} ＝ 0.01689

O_{24} ＝ 0.01719

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02799

Q_{22} ＝ 0.02803

Q_{23} ＝ 0.02816

Q_{24} ＝ 0.02865

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04478

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.04484

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 16 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基

の期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

O_{21} ＝ 0.01681

O_{22} ＝ 0.01684

O_{23} ＝ 0.01692

O_{24} ＝ 0.01727

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

Q_{21} ＝ 0.02802

Q_{22} ＝ 0.02807

Q_{23} ＝ 0.02821

Q_{24} ＝ 0.02878

R_{21}　平成 21 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

S_{21} ＝ 0.04482

T_{22}　平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

U_{22} ＝ 0.04490

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（平成 16 年度から平成 22 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基